

○追手門学院大学ホームページ利用に関する申し合わせ

1997年7月14日

制定

(趣旨)

第1条 この申し合わせは、追手門学院大学ネットワークシステム（以下「ネットワーク」という。）のWWWサーバーを利用した情報公開（以下「ホームページ」という。）の利用等に関する事項について定める。

(利用資格)

第2条 ホームページを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学部、学科、研究科及び専攻並びに研究所等の教育研究組織
- (2) 本学事務組織
- (3) 本学の学部学生及び大学院生（委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生を含む。以下同じ。）が組織する団体で、図書・情報メディア部長（以下「部長」という。）の承認を得た者
- (4) 本学の専任（特任を含む。）及び非常勤の教職員
- (5) 本学の学部学生及び大学院生で指導教員の承認を得た者

2 前項各号に定める者の他、部長が利用を認めた者並びに学内の組織及び機関

(利用の申請)

第3条 ホームページを利用しようとする者は、所定の申請書を部長に提出しなければならない。

(利用の承認)

第4条 部長は前条の申請に対して適当と認めた場合には、これを承認し、WWWサーバーの領域の貸与を行う。ただし、この領域はホームページを置くためのもので、これ以外の目的に利用してはならない。

(利用の中止)

第5条 ホームページの利用者がホームページの公開を中止する場合には、速やかに部長に届け出なければならない。

(追手門学院大学ホームページ)

第6条 追手門学院大学の情報を広く社会に提供するため、追手門学院大学ホームページを開設する。

2 追手門学院大学ホームページの作成に当たっては、情報の内容により所管部署を定め、

その管理・運用に当たるものとする。

(追手門学院大学ホームページへのリンク)

第7条 追手門学院大学ホームページにリンクすることができるものは、第2条第1項第1号から第3号に掲げるものとする。

2 前項に定めるものの他、部長が追手門学院大学ホームページへのリンクを認めた者並びに学内の組織及び機関

(遵守事項)

第8条 ホームページを作成する場合には、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

(1) ホームページの内容は、本学の名誉を侵害し、社会的信用を低下させるものであってはならない。

(2) ホームページの内容は、本学の品位を保持するものでなければならない。

(3) ホームページの内容は、法令及び本学諸規程に違反するものであってはならない。

(削除)

第9条 部長は、ホームページの内容が追手門学院大学にとって不適当なものと判断した場合には、当該ホームページを削除できるものとする。

(利用等の停止)

第10条 ホームページの利用者が、この申し合わせ事項に違反した場合又はホームページの運用に重大な支障を与えた場合には、部長は、ホームページの利用及び追手門学院大学ホームページへのリンクを停止することができるものとする。

(利用上の責任)

第11条 ホームページの利用者は、作成したホームページに関する内容について、全ての責任を負わなければならない。

附 則

この申し合わせは、1997年7月14日から施行する。

附 則

この申し合わせは、2013年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、2014年10月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、2020年10月1日から施行する。